

労働衛生の現状

～ 適切な作業環境管理、労働時間管理を実施し、

健康障害を防止しよう～



令和3年度 全国労働衛生週間（主）スローガン

『 向き合おう！ こころとからだの 健康管理 』

令和3年度 全国労働衛生週間（副）スローガン

『 うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場 』

足利労働基準監督署

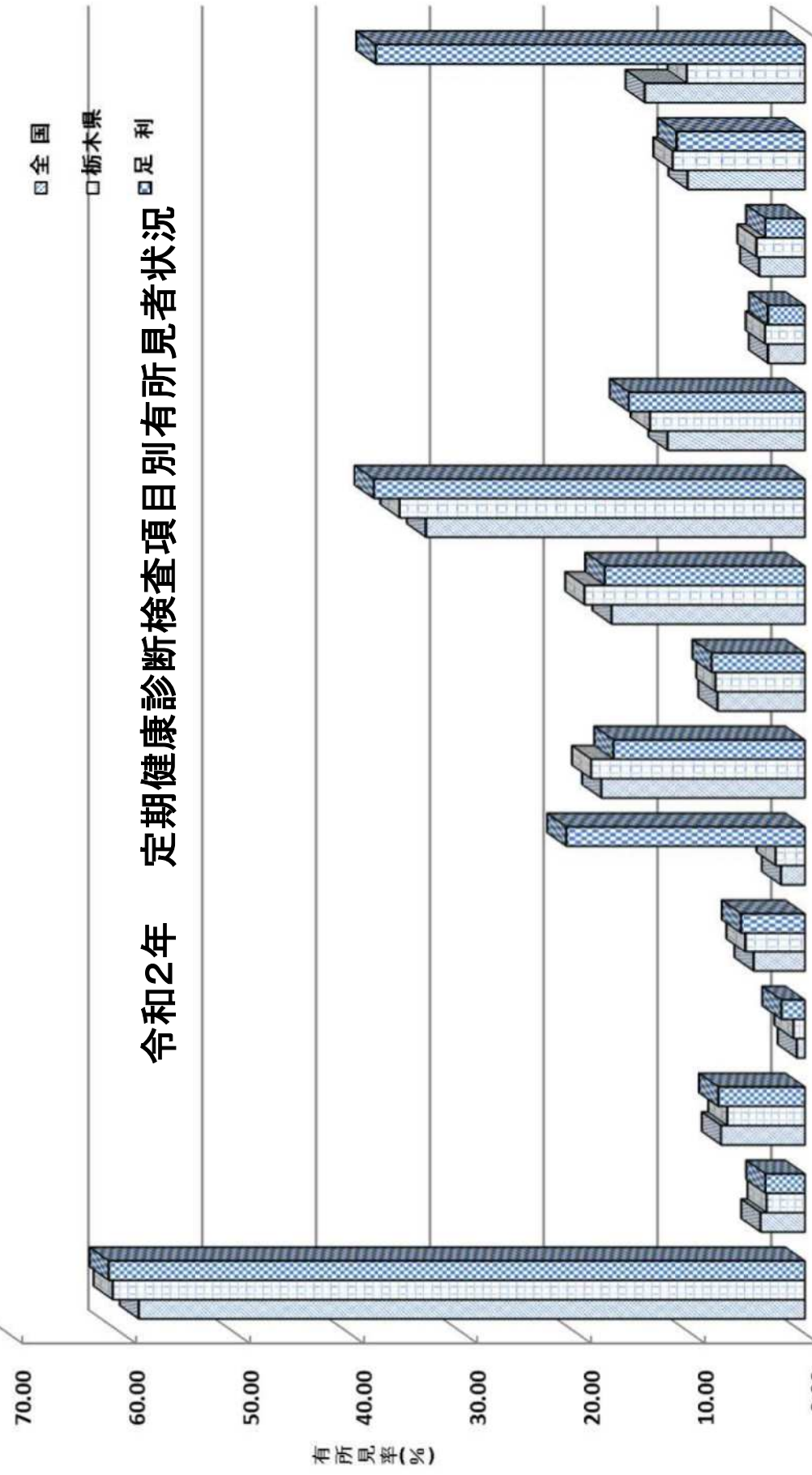
一般社団法人 足利労働基準協会

目 次

- ・ 令和2年 定期健康診断検査項目別有所見率状況
〔全国・栃木県・足利署管内〕 1
- ・ 脳血管疾患及び虚血性心疾患等
／ 精神障害等 の 労災補償状況 2
- ・ 労働安全衛生法等の規定に基づく健康診断一覧 3
- ・ 労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について 4～5
- ・ 面接指導等の実施に係る流れ 6～7
- ・ 有害業務への対応 8～10
- ・ 労働衛生に関する5か年計画の推進について 11～12
- ・ 労働衛生関係リーフレット一覧（近年の法改正等） 13

令和2年 定期健康診断検査項目別有所見者状況

全国
 栃木県
 足利



	有所見者	1000Hz	4000Hz	聴力	胸部X線	喀痰	血圧	貧血	肝機能	血中脂質	血糖	尿(糖)	尿(蛋白)	心電図	歯科
全国	58.51	3.89	7.35	0.69	4.49	2.09	17.87	7.66	16.96	33.27	12.05	3.22	4.00	10.29	14.06
栃木県	60.80	3.34	6.79	0.98	5.19	2.55	18.76	7.84	19.35	35.58	13.59	3.48	4.23	11.60	10.36
足利	61.15	3.44	7.59	2.05	5.59	20.94	16.80	8.18	17.57	37.86	15.44	3.21	3.45	11.23	37.69

脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災補償状況

区分		年度		上段 下段()内		全国 栃木県
		H28	H29	H30	R1	R2
脳・心臓疾患	請求件数	825 (13)	840 (9)	877 (6)	936 (6)	784 (7)
	支給決定件数	260 (5)	253 (8)	238 (2)	216 (4)	194 (3)
うち死亡	請求件数	261 (5)	241 (7)	254 (3)	253 (1)	205 (2)
	支給決定件数	107 (1)	92 (7)	82 (2)	86 (1)	67 (0)

(注) 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号の「業務に起因することの明かな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等(「過労死」等事案)について集計したものである。
決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

精神障害等の労災補償状況

区分		年度		上段 下段()内		全国 栃木県
		H28	H29	H30	R1	R2
精神障害	請求件数	1586 (8)	1732 (14)	1820 (16)	2060 (8)	2051 (11)
	支給決定件数	498 (1)	506 (2)	465 (3)	509 (1)	608 (3)
うち、自殺 〔未遂も含む〕	請求件数	198 (0)	221 (3)	200 (1)	202 (1)	155 (1)
	支給決定件数	84 (0)	98 (0)	76 (2)	88 (0)	81 (1)

(注) 決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

労働安全衛生法等の規定に基づく健康診断一覧

	健康診断の種類	根拠条文	対象業務等	実施時期	報告期日
1	定期健康診断	安衛法第66条 安衛則第44条	一般業務 (常時50人以上の労働者を使用する 事業者のみ報告が必要)	1年に1回 (深夜業等の特定業務は6月以内 に1回)	実施後 遅滞なく
2	有機溶剤健康診断	安衛法第66条 有機則第29条	有機溶剤を取り扱う業務	6月以内に1回	実施後 遅滞なく
3	鉛健康診断	安衛法第66条 鉛則第53条	鉛業務	6月以内に1回 (業務によっては 1年以内に1回)	実施後 遅滞なく
4	特化物健康診断	安衛法第66条 特化則第39条	特定化学物質を取り扱う業務	6月以内に1回	実施後 遅滞なく
5	電離放射線健康診断	安衛法第66条 電離則第56条	放射線業務に従事し 管理区域に立ち入る労働者	6月(-部項については3月) 以内に1回	実施後 遅滞なく
6	四アルキル鉛健康診断	安衛法第66条 四アルキル鉛 則第22条	四アルキル鉛業務	3月以内に1回	実施後 遅滞なく
7	高気圧作業健康診断	安衛法第66条 高圧則第38条	高圧室内業務 潜水業務	6月以内に1回	実施後 遅滞なく
8	石綿健康診断	安衛法第66条 石綿則第40条	石綿を製造、若しくは 取り扱う業務	6月以内に1回	実施後 遅滞なく
9	特殊健康診断	行政指導	紫外線・赤外線業務、騒音業務 、VDT作業等の30種の業務	6月以内に1回 等指針による	実施後 遅滞なく
10	じん肺健康診断	じん肺法 第7条～第9条の2	粉じん作業	管理区分により1～3 年以内に1回	実施後 遅滞なく※
11	ストレスチェック	安衛法第66条の10 安衛則第59条の9	常時使用する労働者 (事業場規模50名以上に対し、 実施及び報告義務)	1年以内に1回	1年以内ごとに 1回、定期的に報 告

※10の「じん肺健康診断」については、健康診断実施結果のみを報告するものではなく、毎年12月末日現在の「粉じん業務従事者」に係る管理区分等の状況についても報告するものとなっていますので、健康診断対象者がいない対象年であっても、毎年12月末日現在の状況を「じん肺健康管理実施状況報告(様式第8号)」により報告が必要となります。

1. 一般健康診断における「常時使用する労働者」とは？

パート労働者等の短時間労働者が「常時使用する労働者」に該当するか否かについては、平成19年10月1日付け基発第1001016号通達(改正)で示されています。

その中で、一般健康診断を実施すべき「常時使用する短時間労働者」とは、次の①と②のいずれの要件をも満たす場合としています。

- ① 期間の定めのない契約により使用される者であること。なお、期間の定めのある契約により使用される者であっても、更新により1年以上使用されることが予定されている者、及び更新により1年以上使用されている者(なお、特定業務従事者健診(安衛則第45条の健康診断)の対象となる場合は、6ヵ月以上使用されることが予定され、又は更新により6ヵ月以上使用されている者)は対象となります。
- ② その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

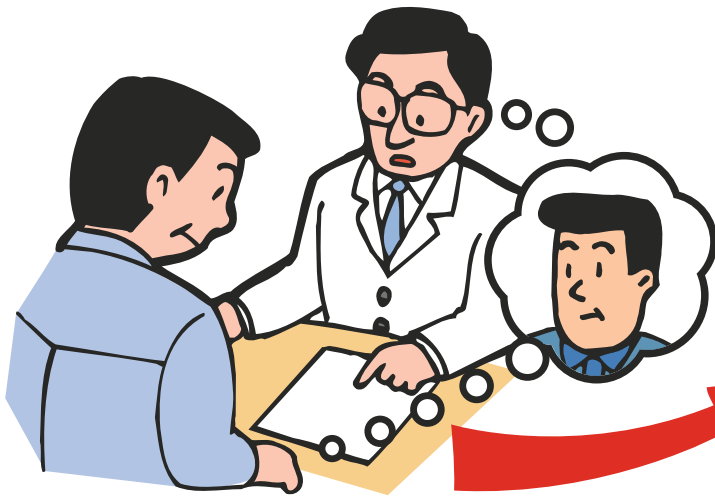
上記の①と②のどちらも満たす場合、常時使用する労働者となりますが、上記の②に該当しない場合であっても、上記の①に該当し、1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の概ね2分の1以上である者に対しても一般健康診断を実施するのが望ましいとされています。

2. 定期健康診断結果報告書の記入上の注意点

定期健康診断結果報告書の裏面の他、次の事項についても注意して下さい。

- ① 労働保険番号を健康診断結果報告書の「労働保険番号」欄に正確に記入して下さい。
なお、本店等において一括して労働保険を成立されている事業場は、「被一括事業場番号」欄にその整理番号を記入して下さい。
- ② 「所見のあった者の人数」欄
「健康診断項目」の「聴力検査」から「心電図検査」までのいずれかに有所見であった者の人数を記入して下さい。(各項目健診項目の有所見者数を単純に合計した数ではありません)。したがって、1人の者が複数の健診項目に所見があっても、その者の人数は1人と数えて下さい。
なお、具体的な有所見者数の判断が不明な場合は健康診断を受診した医療機関に確認して下さい。
- ③ 「医師の指示人数」欄
要治療、要精密検査、生活指導等医師の指示があった者の人数を記入して下さい。なお、該当者について不明な場合は、上記②と同様に各医療機関に確認して下さい。

労働安全衛生法に基づく 健康診断実施後の措置について



健診年月日	○年 ○月○○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した 医師の氏名 ^④	○○ ○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の 氏名 ^④	○○ ○○

● 健康診断実施後の措置

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

- ① 就業場所の変更
 - ② 作業の転換
 - ③ 労働時間の短縮
 - ④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる
- 等、適切な措置を講じなければなりません。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

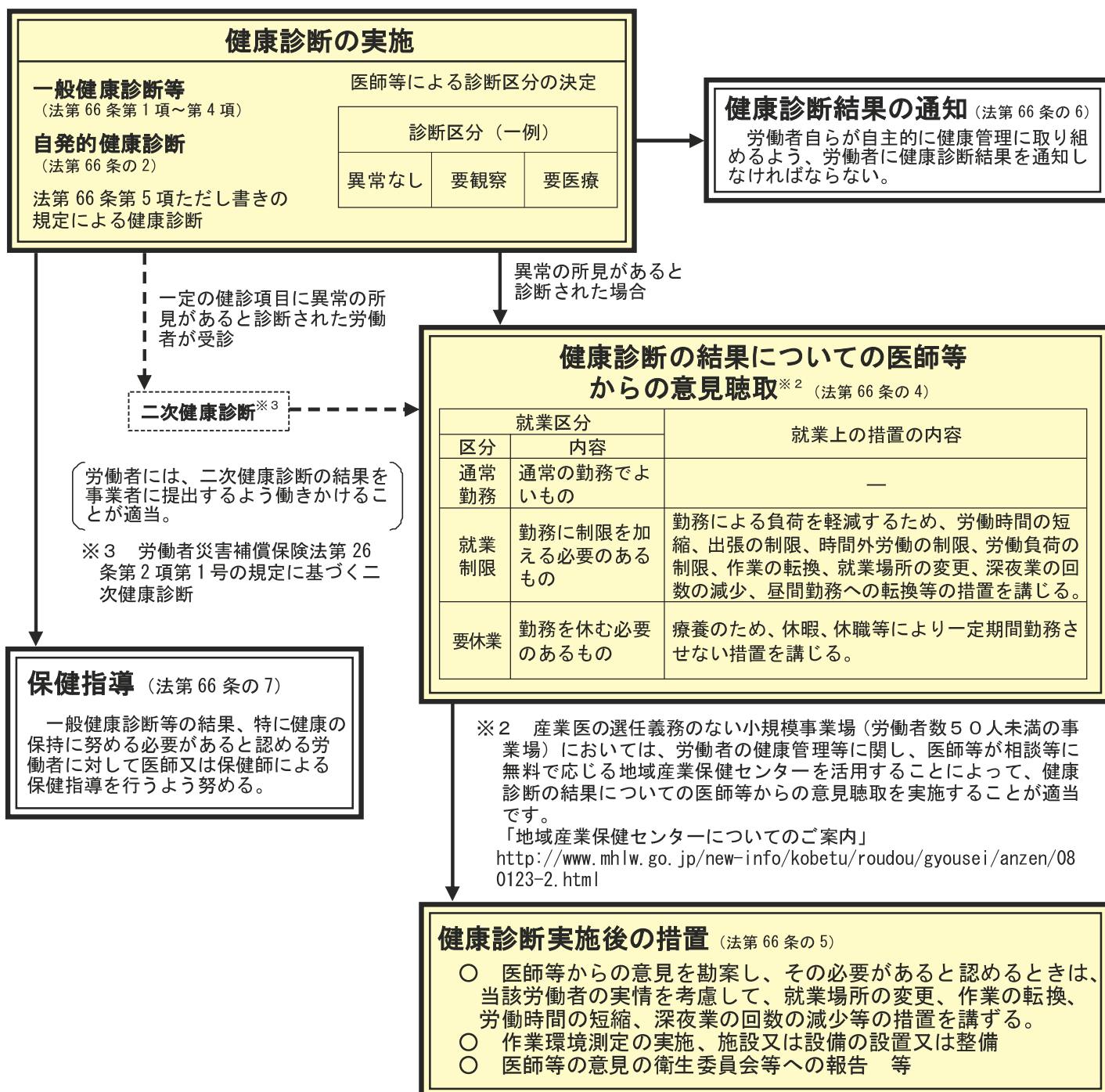
健康診断の種類

(法：労働安全衛生法)

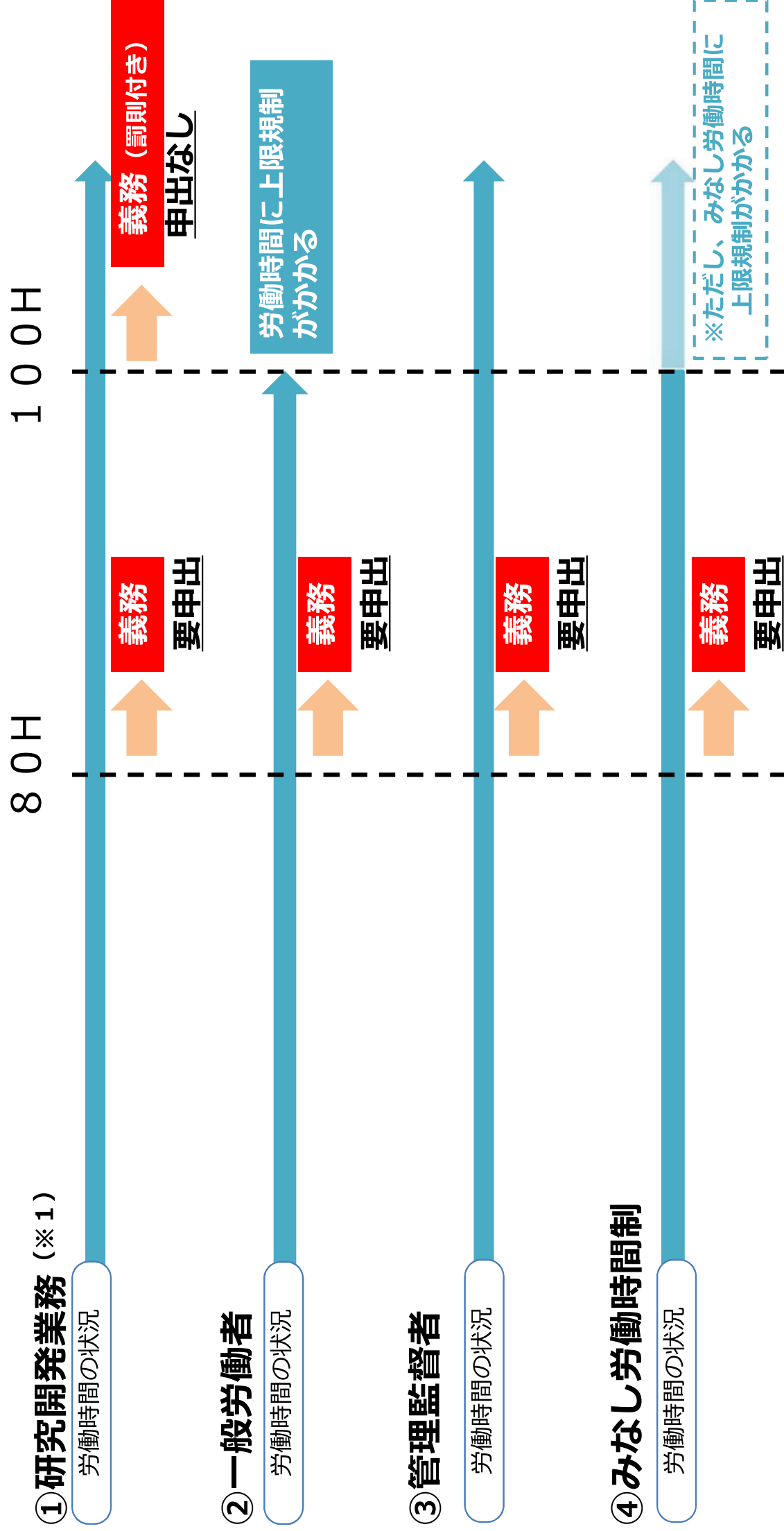
一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断 ^{※1} 等）	法第 66 条第 1 項
特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）	法第 66 条第 2 項
歯科医師による健康診断	法第 66 条第 3 項
自発的健康診断	法第 66 条の 2
その他の健康診断	法第 66 条第 4 項、第 5 項ただし書き

※1 労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

健康診断の実施とその後の手順等



各労働時間制度に係る医師の面接指導の要件（改正法）



（※1）時間外労働の上限規制が1年間適用猶予される中小企業の場合は平成32年4月1日から適用される。

長時間労働者の健康確保の強化（改正法：面接指導制度）

事業者が全ての労働者（管理監督者やみなし労働時間制の対象労働者も含む。ただし、高度プロフェッショナル制度適用労働者は除く。）の労働時間の状況を把握 ※ガイドライン→法律※

拡充

事業者が産業医に時間外・休日労働時間80h/月超の労働者の情報を提供※省令→法律※

拡充

事業者は時間外・休日労働時間80h/月超の労働者本人へ通知※省令※

新規

※面接指導の対象となる残業時間の基準を100h/月超から80h/月超に強化

産業医が情報を元に労働者に面接指導の申出を勧奨することができる ※省令※

拡充

残業時間80h/月超の労働者が事業者が面接指導の申出 ※省令※

※面接指導の対象となる時間外・休日労働時間の基準を100h/月超から80h/月超に強化

事業者が産業医等による面接指導を実施 ※法律※

事業者が産業医等から労働者の措置等に関する意見を聴く ※法律※

事業者が産業医等の意見を踏まえて必要な措置を講じる ※法律※

事業者が産業医に措置内容を情報提供 ※法律※

新規

産業医が勧告を行う場合は事業者から意見を求める ※省令※

新規

産業医が労働者の健康を確保するために必要があると認める場合は事業者に勧告 ※法律※

事業者が産業医の勧告内容を衛生委員会に報告 ※法律※

新規

～ 有害業務への対応〔有機溶剤・特定化学物質ほか有害業務〕～

1 有機溶剤中毒予防規則関係

- (1) 局所排気装置・プッシュプル型換気装置の設置、有効稼動〔換気能力の維持管理〕
 - (2) 作業主任者の選任及び職務の遂行
 - (3) 局所排気装置等の定期自主検査の実施
 - (4) 有機溶剤の人体に及ぼす作用等の掲示
 - (5) 有機溶剤等の区分の表示
 - (6) 作業環境測定の実施〔6ヶ月以内ごとに実施〕
 - (7) 健康診断の実施〔6ヶ月以内ごとに実施〕
 - (8) 呼吸用保護具の使用
- ※ 作業環境測定基準における管理濃度の改正（平成21年7月施行）

2 特定化学物質等障害予防規則関係

- (1) 第1類物質及び第2類物質に係る設備の設置、有効稼動
〔局所排気装置・プッシュプル型換気装置と換気能力の維持管理〕
 - (2) 除じん装置等用後処理装置の設置
 - (3) 作業主任者の選任及び職務の遂行
 - (4) 局所排気装置等の定期自主検査の実施
 - (5) 作業環境測定の実施〔6ヶ月以内ごとに実施〕
 - (6) 休憩設備の設置
 - (7) 洗浄設備の設置
 - (8) 健康診断の実施〔6ヶ月以内ごとに実施〕
- ※ 作業環境測定基準における管理濃度の改正（平成21年7月施行）
- ※ 局所排気装置の性能要件等(抑制濃度)の改正（平成21年7月施行）
- ※ 特化則の改正（コバルト化合物、エチルベンゼン等の追加）（平成25年1月施行）
- ※ 1, 2-ジクロロプロパンが特化則へ追加（平成25年10月1日施行）
- ※ クロロホルムをほか9物質が、有機則から特化則へ移行（平成26年11月1日施行）
- ※ ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバーが特化則へ追加
（平成27年11月1日施行）
- ※ オルトートルイジンが特化則に追加（平成29年1月施行）
- ※ MOCA（3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン）の特殊健診を項目追加（膀胱がん）（平成29年3月施行）
- ※ 三酸化ニアンチモンが特化則へ追加（平成29年6月施行）
- ※ 「溶接ヒューム」が特化則へ追加（令和3年4月施行）

3 石綿障害予防規則関係

- (1) 事前調査〔解体等を行う建築物等について、予め石綿使用の有無の調査、記録等〕
 - (2) 作業計画〔作業方法・順序、石綿粉じんの発散防止・抑制方法、労働者への石綿粉じんばく露防止方法〕
 - (3) 特別教育の実施（教育項目追加対象者への教育徹底：平成21年4月施行）
 - (4) 作業主任者の選任及び職務の遂行
〔石綿作業主任者又は特定化学物質等作業主任者技能講習修了者から選任〕
 - (5) 保護具等の使用〔呼吸用保護具（電動ファン付）、作業衣又は保護衣〕
 - (6) 湿潤化の実施〔石綿粉じんの発散防止〕
 - (7) 隔離・立入禁止
 - (8) 建築物に吹き付けられた石綿の管理〔損傷等による石綿粉じんの発散、ばく露防止〕
 - (9) 建築物の解体工事等の発注時における措置〔情報の提供・工期、経費等の条件〕
- ※ 局所排気装置の性能要件等(抑制濃度)の改正（平成21年7月施行）
 - ※ 石綿健康管理手帳制度に周辺業務従事者が追加（平成21年4月施行）
 - ※ 吹付け石綿除去時、保温材、断熱材等の劣化等に対する措置（平成26年6月施行）
 - ※ 工事開始前の調査、監督署への届出の創設、吹付石綿・石綿含有保温材等に関する規制、石綿含有仕上塗料・成形板等の除去工事に関する規制等に関する改正
(令和2年10月～)

4 酸素欠乏症等防止規則関係

- (1) 酸素・硫化水素濃度の測定の実施〔その日の作業開始前、作業再開時〕
- (2) 測定器具の備付け
- (3) 換気の履行確保
〔空気中の酸素濃度を18%以上、硫化水素の濃度を10ppm以下に保つため〕
- (4) 作業主任者の選任及び職務の遂行
- (5) 特別教育の実施
- (6) 監視人の設置
- (7) 避難用具の備付け

その他、鉛業務において局所排気装置の性能要件等(抑制濃度)の改正、粉じん業務において作業環境測定基準における管理濃度の改正が行われ、「アーク溶接業務」等の業務については、屋内外を問わず粉じん則に基づく措置及びじん肺法に基づく健康管理等の事項について改正。
(平成24年4月施行)

さらに、屋外での「岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業」も呼吸用保護具の使用対象の業務として追加。(平成26年7月施行)

5 その他

(1) 騒音障害防止対策

- ① 作業環境管理及び作業管理（騒音測定、管理区分の表示）
- ② 健康管理（保護具の着用）
- ③ 労働衛生教育

(2) 振動障害の防止対策

- ① 振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」及び「振動ばく露時間」で規定される1日8時間の等価振動加速度実効値の考え方に基づく対策（平成21年7月10日付け基発0710第5号）
- ② 振動工具の選定の適正化および点検整備の励行
- ③ 振動工具の操作時間の管理および操作方法の適正化
- ④ 健康管理（保護具の着用）
- ⑤ その他（高齢者への配慮・日常生活上での健康管理）

◎ その他、平成26年6月25日に公布された改正労働安全衛生法に伴い、上記の特別則で規定されて物質以外のSDS交付対象物質（安全データシート：現行663物質）の使用時におけるリスクアセスメントの実施が義務化（平成28年6月施行）

一 労働衛生に関する5か年計画の推進について 一

平成30年度より第13次労働災害防止計画がスタートしましたが、労働衛生分野に係る5か年計画が以下のとおりスタートしています。

1 メンタルヘルス対策推進5か年計画（第3期）

（1）計画の目標

管内の一定規模以上の事業場における2022年度までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合について「80%以上」を目指します。

（2）メンタルヘルス対策の取組に係る重点事項

事業場におけるメンタルヘルス対策の取組に係る重点事項（以下「重点事項」という。）を次のとおりとします。

- ① 衛生委員会等での調査審議の実施（メンタルヘルス対策）
- ② 事業場における実態の把握
- ③ 心の健康づくり計画の策定
- ④ 事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任
- ⑤ 教育研修の実施
- ⑥ ストレスチェック及び面接指導の実施
- ⑦ 職場復帰支援プログラムの策定

2 化学物質対策に係る中長期計画（第2期）

（1）目的

労働衛生管理上の問題を原因とする健康障害は長期間経過して発症するものが多く、近年では化学物質への暴露による中毒やがんの発症などが社会的な問題となっています。

約6万種を超える化学物質による疾病等を予防するため、化学物質対策に係る中長期計画（第2期）計画を策定し推進することとします。

（2）重点事項

① 有機溶剤取扱事業場

- ア 局所排気装置等の設置（有機則第5条、第6条、第14条）
- イ 作業主任者の選任及び職務の遂行（同第19条、第19条の2）
- ウ 局所排気装置等の定期自主検査の実施（同第20条、第20条の2）
- エ 有機溶剤の人体に及ぼす作用、有機溶剤の区分の表示等（同第24、25条）
- オ 作業環境測定の実施、評価結果に基づく措置（同第28条、第28条の2、第28条の3）
- カ 健康診断の実施、結果の5年保存、監督署長への報告・意見聴取（同第29条第2・3項、第30条、第30条の2、第30条の3）
- キ 呼吸用保護具の使用（同第32条、第33条） など

② 特定化学物質取扱事業場

- ア 第1類・第2類物質に係る設備の設置（特化則第3条、第4条、第5条、第7条）
- イ 除じん装置等用後処理装置の設置（同第9条第1・2項、第10条第1項、第11条第1・2項、第12条）
- ウ 作業主任者の選任及び職務の遂行（同第27条、第28条）
- エ 局所排気装置等の定期自主検査の実施（同第30条、第31条）
- オ 作業環境測定の実施、評価結果に基づく措置（同第36条、第36条の2、第36条の3）
- カ 休憩室・洗浄設備の設置（同第37条第1項、同第38条）

- キ 特別管理物質の名称等掲示（同第 38 条の 3）
- ク 作業記録及び 30 年保存、健康診断の実施、結果の 30 年保存、監督署長への報告・意見聴取（同第 38 条の 4、第 39 条、第 40 条、第 40 条の 2、第 41 条）
- ケ 呼吸用保護具・保護衣等の備え付け（同第 43 条、第 44 条、第 45 条） など

③ がん原性指針取扱事業場

- ア 使用条件の変更や作業工程の改善（指針記の 3(1～3) ア(ア)）
- イ 作業方法の改善や保護具（指針記の 3(1～3) ア(イ)）
- ウ 装置等の操作等の基準の定め（指針記の 3(1～3) エ）
- エ 作業環境測定及び結果の 30 年保存（指針記の 4）
- オ 労働衛生教育（指針記の 5）、作業記録及び 30 年保存（指針記の 6）
- カ 表示及び SDS の交付、労働者への周知（指針記の 7）
- キ SDS の事業場内備え付け等（法第 101 条第 2 項） など

④ SDS 対象物質取扱事業場

- ア SDS の入手状況、SDS の事業場内備え付け
- イ SDS 物質の導入時等のリスクアセスメントの実施、措置の実施
- ウ SDS 物質の導入時の労働者教育の実施
- エ 衛生委員会での調査審議の状況
- オ 有害要因の除去（則第 576 条）、ガス等の発散の抑制等（則第 577 条）、立ち入り禁止等（則第 585 条）、呼吸用保護具等（則第 593～594 条、596 条）、RA の実施内容（法第 28 条の 2）、容器等の事業場内表示（平 24 告示 133 号）
- カ 特定化学設備、化学設備（則第 268 条～第 278 条） など

3 第9次粉じん障害防止総合対策

(1) 目的

粉じんによる健康障害を防止するため、粉じん則及びじん肺法に定める措置を講じなければなりません。また、呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進することが望まれるます。

これら措置等の実施を推進するため、じん肺有所者の状況、過去の粉じん対策推進状況等を踏まえ重点事項に基づき、今後5年間、特に実施すべき措置を示し、その措置等の実施、徹底等を図り、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的としています。

(2) 重点事項

- ① 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
- ② ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- ③ 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- ④ じん肺健康診断の着実な実施
- ⑤ 離職後の健康管理の推進
- ⑥ アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業に係る粉じん障害防止対策
- ⑦ 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- ⑧ その他地域の実情に即した事項

○上記計画等に基づき、引き続き、さまざまなお願い等をさせていただくと思いますが、対象事業場におかれましては、積極的な自主的活動等により取組みの推進をお願い致します。

労働衛生関係リーフレット一覧

近年における労働衛生関係の法改正等に係るリーフレットについて、参考として下さい。

(特定化学物質・石綿関係)

- ① 金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます
金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ
- ② 金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます
屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ
- ③ 「塩基性酸化マンガン」について健康障害防止措置が義務付けられます
金属アーク溶接等作業以外で塩基性酸化マンガンを取り扱う皆さまへ
- ④ 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事
に対する石綿対策の規制が強化されます
解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者の皆さま）



(指針等関係)

- ⑤ コラボヘルスを推進してください
改正「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP
指針)が令和3年4月1日に適用されます。
- ⑥ テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト
【事業者用】
自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するための
チェックリスト【労働者用】



(新型コロナウイルス感染症対策関係)

- ⑦ 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため
～取組の5つのポイント～を確認しましょう！～



上記のほか「厚生労働省HP：安全衛生関係リーフレット等一覧」には、
様々なリーフレットが掲載されていますので、活用して下さい！

